

西予市省エネ家電買替促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の脱炭素化を推進するとともに、エネルギー価格及び物価の高騰対策として、エネルギー消費性能の優れた省エネ家電への買い替えによるエネルギー利用の合理化促進を図り、もって市民生活を支援するため、西予市省エネ家電買替促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「省エネ家電」とは、次の各号に掲げる家電製品の種類の区分に応じて、当該各号に定める基準を満たすものをいう。

- (1) エアコン 統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上であること
 - (2) 電気冷蔵庫 統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上であること
- (補助対象家電)

第3条 この補助金の交付の対象となる省エネ家電(以下「対象家電」という。)は、買い替えにより市内の住宅に設置したもののうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新品(未使用)であるもの
 - (2) 令和7年4月1日から令和7年12月26日までに購入したもの
 - (3) 市内に所在する店舗又は事業所において購入したもの
- (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、西予市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 本人又は本人と同一世帯に属する者が、この補助金による補助金の交付の決定を受けていないこと。
- (3) 市税を完納している者であること。
- (4) 補助金の申請を行おうとする対象家電の購入費について、市から他の補助制度により補助を受けていないこと。
- (5) 購入後、6年以上経過したエアコン又は電気冷蔵庫を買い替える者で、本人又は本人と同一世帯に属するものが、令和7年4月1日から令和7年12月26日までの間に、買い替え前の家電を特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づき適正に処理していること。

(6) 購入した対象家電を市内の自らが居住する住宅に設置すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象家電の購入費とする。ただし、附属品、設置、配送等に係る経費、既設の機器の処分に係る経費、消費税及び地方消費税の額は補助対象経費に含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の1に相当する額とし、50,000円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市省エネ家電買替促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

(1) 住民票(世帯全員)の写し(当該申請の日前1月以内に発行されたものに限る。)

(2) 市税の完納証明書(当該申請の日前1月以内に発行されたものに限る。)

(3) 対象家電を購入した際のレシート又は領収書の写し(購入日、購入店舗名、型番等の記載があるものに限る。)

(4) 対象家電の製造者が発行した当該対象家電に係る保証書の写し

(5) 対象家電への買い替え前の家電の処理に係る家電リサイクル券の写し(排出者氏名、お問合せ管理票番号及びリサイクル品目の記載があるものに限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び交付)

第8条 市長は、申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 交付の決定及び通知は、補助金を交付すべきと認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとする。この場合において、当該申請に係る申請書兼請求書を申請者からの請求書とみなす。

3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認

めるときは、西予市省エネ家電買替促進事業補助金不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、西予市省エネ家電買替促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産の管理及び処分制限)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けた対象家電を適正に使用し、当該交付決定の日から起算して6年間、補助金の交付の目的に反して使用し、返品し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

(1) 天災等による破損等、交付決定者の責めに帰すべき事由以外により対象家電を処分するとき。

(2) 交付決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年12月26日限り、その効力を失う。ただし、同日以前

にこの告示に基づき交付決定がなされた補助金については、この告示は、同日後もなおその効力を有する。